

陳 情 文 書 表

平 2 9 陳 情 第 2 6 号	平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日 受 理
件 名	介護労働者の労働環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区桜木町 3 - 9 横浜平和と労働会館 3 階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡 孝広
陳 情 の 要 旨	
<p>超高齢社会を迎えた我が国において、介護労働者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した、「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には37.7万人の介護人材が不足するとされています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題となっています。</p> <p>平成19年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」でも、介護労働者の人材確保・離職防止を進めていく上で、労働環境の改善が重要であると示されていますが、その指針が改定されても、介護労働者の労働環境が改善されたとは言いがたい状況です。</p> <p>全国労働組合総連合が平成25年度に実施した「介護施設で働く労働者のアンケート」では、介護労働者の賃金が、全産業労働者の賃金より平均で約9万円も低くなっています。同アンケートによれば、介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」が44.7%、「仕事が忙しすぎる」が39.6%、「体力が続かない」が30.1%となっています。また、「十分なサービスが提供できていない」は回答者の4割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密になっている」が約8割と群を抜いています。</p> <p>国は平成21年度以降、介護労働者の処遇改善策を実施して、月4万円以上の賃上げを図ったとしています。しかし、厚生労働省が実施する「賃金構造基本統計調査」では、処遇改善策が実施された以降も、平均勤続年数・所定内給与額に大きな改善は見られていません。平成27年4月に実施された介護報酬改定による大幅なマイナス改定によって介護事業所が大</p>	

きな打撃を受け、それに伴って介護労働者の処遇にも影響を及ぼしています。

介護労働者の人材確保・離職防止の実質的な対策及び安全・安心の介護体制の確立は国の責任で行うべきであり、人材不足の解消・介護制度の充実を図るためには、介護報酬の引き上げが欠かせません。同時に介護報酬の引き上げに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になります。

以上の趣旨から、介護保険制度の真の持続性を確保するため、以下の事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情します。

陳情事項

- 1 介護職員をはじめとする、介護現場で働く全ての介護労働者の賃金水準の引き上げを図るため処遇改善策を講じ、処遇改善の費用は国費で賄うこと。
- 2 介護施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げ、夜間の人員配置についても1人夜勤を解消し改善すること。
- 3 上記項目を保障するため、介護報酬の大幅な引き上げを行うこと。また、同時に被保険者の保険料負担・自治体負担を軽減するため、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。